

## 人事

# 松伏町監査委員選任される 長谷川 真也氏

任期 平成29年7月6日から任期満了の日まで

## 議案

# 赤岩地区公民館の改修工事等に係る 補正予算、約8,956万円を承認する

6月定例議会における松伏町一般会計補正予算（第1号）は、8,956万3千円で、主に赤岩地区公民館の全面改修工事が、国の補助を受けて実施される。

問

公民館の改修工事内容は。また、新たな事業内容は。

答

新たな形のコミュニティの場を提供し、多世代がより交流できる場所を創設する。

具体的には、図書コーナー、ロビーをサロン事業等を行うスペースに変更する。新たな事業は、カフェ、サロンでの歌声、コンサートなど予定している。

問

地方創生拠点施設として、成果目標が設定されているのか。

答

重要業績評価指標には、3点の目標がある。

①町政アンケート「地域での有効なコミュニケーション」の設問に対し、5年間かけて14%アップ。

②利用者数を5年間で、2,535名増やす。

③コーディネーターを配置し、相談件数を5年間で約120件増やす。

# 専決処分の承認を求めることについて

地方税法が一部改正され、平成29年4月1日から施行されるものについて、緊急に松伏町税条例などを改正する必要があるため、平成29年3月31日に松伏町税条例等の一部を改正する条例が専決処分された。その承認を求める議案が町長から提出され、議会が承認した。

(主な条例)

◆耐震改修又は省エネ改修を行った既存住宅に係る特例措置の拡充

対象となる住宅	拡充の内容
耐震改修を行った住宅	改修工事が完了した翌年度分に限り、減額すべき額を2/3（現行1/2）にする
省エネ改修を行った住宅	改修工事が完了した翌年度分に限り、減額すべき額を2/3（現行1/3）にする

◆松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第2条）

国民健康保険税の減額措置に係る所得判定基準を次のとおり改定する。

国民健康保険税の軽減措置の拡充に伴う軽減判定所得の見直しとして、国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割り部分（均等割）について、7・5・2割の軽減を行っており、昨年度も軽減措置の拡充が行われた。今年度についても5・2割軽減基準の軽減判定所得について改正する。

区分	改正後
5割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
2割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

議案の採決 件名	議員名													可決
	高橋昭男 (自)	莊子敏一 (新)	堀越利雄 (由)	長谷川真也 (町)	福井和義 (無)	松岡高志 (自)	田口義博 (自)	増田等 (自)	川上力 (公)	山崎隆一郎 (公)	平野千穂 (共)	吉田俊一 (共)	鈴木勉 (無)	
松伏町監査委員の選任について（議案第24号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例等の一部を改正する条例）（議案第25号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議案第26号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
平成29年度松伏町一般会計補正予算（第1号）（議案第27号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
平成29年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第1号）（議案第28号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

(○=賛成、●=反対)

(会派名) 自=自民クラブ、町=町民クラブ、公=公明党、共=日本共産党、無=無所属クラブ、新=新自民クラブ、由=自由クラブ